

KSKR HIT ニュース No.66 Aug.2025

表紙:「上汐公園」

上汐公園は近鉄「大阪上本町駅」から徒歩約6分、大阪メトロ谷町線「四天王寺前
夕陽ヶ丘駅」からも徒歩6分ほどのアクセスで、便利なエリアにあります。桜の名所
としても知られており、春には桜を楽しみに多くの人が訪れます。

卷

頭

言

共に創る支えあいの地域

社会福祉法人 大阪市天王寺区社会福祉協議会
事務局長 坂根浩幸

「社会福祉協議会って聞いたことあるけど、どんなお仕事しているの？」このような質問をお聞きする機会がしばしばあります。まだまだ社会福祉協議会の組織や役割などをご存知でない方も多くおられます。

社会福祉協議会は略して「社協」と呼ばれ、社会福祉法という法律で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされており、すべての都道府県・市区町村に存在しています。

法に定められた組織ですが、行政の機関ではなく、地域の住民やボランティア、福祉・保健などの関係者、行政機関から協力を得ながら、福祉のまちづくりをめざす民間の組織です。地域福祉を推進する中核的な団体として、だれもが支えあいながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を推進する役割を担っています。

社協の活動は、住民のニーズ(困りごとなど)に基づいて行われます。一人ひとりのニーズを把握し、相談支援するとともに、地域に働きかけ、住民の福祉活動への参加やボランティア活動の充実など、地域で支えあう仕組みづくりを進めています。

地域での高齢者を中心としたサロン活動、子育てサロン、障がいのある人のサロンやひきこもりの人が参加しやすいサロンなど、住民である当事者とボランティアや福祉関係者が一緒に企画をし、内容を決め、ともに運営していく「集いの場」を作っています。また、高齢者や障がいのある人、低所得などにより貧困状態にある人、一人ひとりに、近隣の人びとが見守り活動や援助活動を展開する取組みなど、日常生活の困りごとに対応する住民同士の支えあい活動の仕組みづくりなども行っています。

地域の様々な方々と地域の課題について一緒に考え、皆さんが我が事のように感じて共に汗をかくことで、新たな支え合いの活動が出来たり、これまでボランティアや地域活動に興味のなかった方が手伝ってくれるようになったり、地域や社会と繋がりを持たなかった方が集いの場に参加されるようになったなど、地域が少しずつ変わっていく様子を感じられる事が、私たちの仕事の醍醐味であり、やりがいだと思っています。

一方で、私が勤務する天王寺区では、65歳以上高齢者のおよそ4割が独居世帯であり、急病時や災害時の孤立化などが懸念されています。天王寺区のみならず、全国的に人と人のつながりが希薄な状況が続いており、社会のなかで孤独・孤立している方、貧困やひきこもり、不登校、ヤングケアラーの問題、高齢者・障がい者・児童に対する虐待の問題、あるいは外国につながる市民の生活のしづらさなど、福祉課題も年々多様化、深刻化しており、一つの窓口や制度では解決する事が難しい事も多くなってきています。

このような中、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域にある多様な団体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組みが進められています。

このような取組みを進めていくには、HITのように地域に根差した活動を行っている団体との連携協力が必要不可欠です。HITの皆さんには、これまでも本会が主催する様々な行事や連絡会などご協力をいただいています。今後も「ともに生きる豊かな地域社会づくり」のため一緒に汗をかき、連携・協働いただけますと幸いです。

目次 HIT ニュース No.66

- ・巻頭言「共に創る支えあいの地域」
社会福祉法人 大阪市天王寺区社会福祉協議会
事務局長 坂根浩幸 2-3
- ・特集！「生活介護事業」 後編
～「社会福祉法人ふらっぷ」職員ヘインタビュー～ 4-9
- ・ヒット第25回定時総会レポート！ 10
- ・当事者の声No.12 「タストと私」
全 聖一 11

特集！「生活介護事業」後編

～「社会福祉法人 ふらっぷ」職員へインタビュー～

前号では2024年4月に行われた生活介護の報酬改定について特集を組みました。今号では、報酬改定により事業所や利用者へどのような影響がでたのか、さらに2027年の報酬改定に向けた動きなどを中心に、大東市で活動されている「社会福祉法人ふらっぷ」の米尾さん（「地域生活支援センターあーす」施設長）、西尾さん（「生活介護事業所のんびりハウス」施設長）、木下さん（「生活介護事業所チューリップハウス」施設長）にお話をうかがいました。



大東市に暮らす人々に支えられて、生まれた法人

1994年9月に大東市初の精神障害者(※)の共同作業所「チューリップハウス」ができました。家族会が母体ですが、作業所設立準備会には大東市の地域ボランティア、総合病院MSW、保健所、精神科クリニックなどが関わってくださいました。地域の方々も含めた形で作業所を作ろうという気持ちでした。

「チューリップハウス」は、そのような設立の経緯から、地域の方々に「オープン」な場所にしよう、作業所の前を誰かが通ったら、「こんにちは。チューリップハウスです。」とお話ししようという心がけました。開所が9月だったにも関わらず、町内会や老人会のご協力があり、12月には、公民館で、餅つき大会を開催させていただきました。翌年の夏祭りは、公民館で住民の方と当事者が交互にカラオケを歌うなど、地域の方々に支えられました。

2001年、チューリップハウスを認可施設化しなければ、補助金が半減し、存続が危ぶまれるということと、社会福祉法改正で資産要件が大幅に緩和されたことがあり、当時役員だった市民が、家族が中心となり社会福祉法人を立ち上げようと決意し、チューリップハウスが小規模通所授産施設になりました。その翌年に、地域生活支援センター「あーす」を開所しました。その後、社会復帰の第一歩を踏み出す場として、2004年10月「のんびりハウス」が福祉作業所として開所、今日に至るまで、ふらっぷでは利用者のニーズに合わせ、また運営を継続するために事業形態を変えたり、事業拡大しながら活動してきました。

大きな転換期となった2006年

2006年障害者自立支援法施行に伴い、生活介護や就労系などの事業所ができるようになりました。当時、自立支援法の介護給付や訓練等給付の利用には、利用料の負担があり、「利用できなくなる。」という声がたくさん上がりました。そこで、ふらっぴが選択したのは、「チューリップハウスものんびりハウスも(※4)地活でいこう」ということです。法人として、当初から「利用の敷居を低く」という考えがあったので、地活という形態は契約もゆるやかですし、利用者と法人双方にメリットがありました。

ただ、それぞれ数年間続けていく中で、経営が難しくなっていました。毎年委託料は同じですが、利用者が増えれば職員も増やさなければいけない。そのような中で、事業形態は変わっても活動を続けられるように、2012年に「チューリップハウス」も「のんびりハウス」も制度に則った障害福祉サービスに転換していくことになります。すでにこの頃には就労を支援する事業所として「ワークボックス大東」が運営されていました。チューリップハウスものんびりハウスも(※5)就労継続支援B型事業所に移行することも検討されましたが、ワークボックス大東との色分けが難しいという話になり、どちらも生活介護事業所を選択するにいたりしました。

生活介護事業報酬改定の課題

2024年4月に大幅な報酬改定がなされ、報酬額が利用時間数に応じて、というふうになりましたね。改正内容によっては滞在時間が6～7時間以上でないと減収という話が出ていたと思います。実際6時間を超えて利用される方は契約者34名中3、4名といったところです。それも毎日ではないので、ひと月に6時間を超える日が何日かある程度です。

ヒットの藤川さんが作成してくれた、試算用の計算式表がありまして、試してみて愕然としました。チューリップハウスは4割、のんびりハウスは5割減収になるという結果でした。

チューリップハウスにしてものんびりハウスにしても、我々はきちんと利用者の方々にアセスメントしてきたはずなんです。利用者のニーズを踏まえて、こんな利用の仕方がその人には合っているだろうと考えてきました。滞在時間を長くできるなら長くしてもらっても構いませんが、もっと他の世界が見たいなら、そちらに時間を使ってくれたらいい。そういった思いや考えが微塵も反映されていません。

全国的にも、精神障害者を対象としている生活介護は数%もないそうです。しかも大阪に集中している。少数派に対しこのようなことになっているのは、正直いい気はしませんね。でも、反対意見を上げているところがほとんどない。本当に今回(※6)障大連さんを通し、現場の意見や改正に伴う影響を厚生労働省はじめ、大阪市、大阪府に対し伝えてもらうことができたことは感謝ですし、この動きがなかったらどうなっていたのかと思うとぞっとします。

利用者への説明の難しさ

事業所運営維持には利用時間数が大事なことも伝えないといけない。利用者自身の希望を最優先にすることはもちろん大事ですが、説明は難しい。職員から一人一人に説明をして、あまり細かいところを説明してもなかなか理解が難しい方も多いので、分かりやすく大まかにということになりました。職員からしても、「なんでこんな説明せなあかんねやろ」と思うこともありましたね。「月に 1 回でもいいから長時間居れるかな」というニュアンスを伝えないといけなくて、説明する側からしてもすごく悲しい気持ちになったのを覚えています。

利用者の反応は、皆さん「何のこっちゃろう。」「あんまよう分からへんわ。」みたいな感じでした。なんか国からややこしいこと言われたんやな、大変やなみたいな、他人事に近いようなリアクションが多かったように思います。いまだにはっきりと利用者が理解してるかという、そうではないかなと思っています。今後さらに大東市から細かい指導を受けていくと、その都度説明を追加することになり、私達も利用者も混乱することが予想されます。

利用者からしたら「標準時間」って何？っていう話ですもんね。実際に事業所に滞在している時間と違うやんっていう感じになります。個別支援計画の中に標準時間を立てると、説明する時に「この時間を目標に來たら來てくださいね」と話をする。でも利用者にとっては「これって、こんだけおらなあかんの？」ってなりますよね。職員からしたら「そうじゃない」ということを伝えたくても、なかなかこちらのニュアンス通りに伝わってくれない、もどかしさを感じます。

「これまで通りでいいんだよね」と念を押される利用者もいました。「長時間来てもらわないと困る」と言っているわけではない、ということは皆さんには伝わっていると思いますが…下手するとこれまで築き上げてきた利用者との信頼関係が崩れることにも繋がるのでは、と心配になります。



写真:チューリップハウス

滞在時間だけが利用時間じゃない

長時間利用してもらった分については増収になっているので、1時間で帰るような利用者はいないという前提で利用時間に焦点を置きますよね。滞在時間に関しては、土地柄もあるように思います。大阪府はいろんな事業所やサービスが充実している。地方に行けば行くほど、社会資源が乏しく、生活介護が役割として多くを担っていることがあるんじゃないかなと思います。

大阪府は、余暇活動などで利用できる資源が多くあります。ガイドヘルパーとどこかに出かけるなど時間の使い方の選択肢が多いのではないのでしょうか。

地域柄もありますが、やはり精神障害の障害特性というのを伝えていくのは大事ですね。それは私たちの役割でもあります。

視覚障害者や精神障害者の利用時間や利用の仕方は本人の意見を(※7)相談支援事業所がしっかり聞き取り、生活介護事業所でニーズをできるだけ叶えられるための支援を考え実施する。その際、現状として長時間の利用が可能なのかどうかを確認しつつ、無理な滞在を前提としたものではない関わりを考慮する必要があると思います。

視覚障害の方も長時間なんてなかなかいられない。時間で区切ってしまうことが、どれだけ障害者1人1人に様々な影響をもたらすものなのかということを、障害種別に関わらず知っている必要があります。

そもそも、事業所に滞在することだけが「利用時間」ではないと思います。本人に許可をもらった上で、医療機関へうまく説明ができない利用者の相談をする。ヘルパーさんに本人の希望や気をつけてほしいことを伝える。体調不良で来所できない場合や帰宅後の不安解消のために電話対応を行うなど、滞在時間以外の大変な関わりは決して少なくはない。本人の生活維持や活動維持、必要な支援について滞在時間以外に対応している内容、「配慮規定」を今後もきっちり継続してもらわないといけないと思います。

利用者にとっても法人にとっても大切な居場所

利用者の中には「もうちょっとおろか」「長く居ましょうか」と言ってくれる方もいます。「無茶苦茶やん、どっかに訴えなあかんのとちゃう」と言ってくれる方もいました。でも職員のスタンスは変わらないので、「無理しなくていいですよ」「用事があるならそっちを優先してくださいね」「好きにしてくれたらいいですよ」と話しています。

事業所思いの愛のある利用者も多いですね。事業所につながるきっかけであったり、実際に一緒に築き上げてきた歴史があったり、それがあから大事にしてくれる気持ちにつながっているのだと思うととても嬉しいです。

2027年報酬改定への対策や必要なアクション

財務省や厚生労働省は、障害福祉にかかるお金を減らしたいと思うでしょうね。次は就労継続支援B型事業所、やはり時間で区切られてくるでしょうね。

先ほどからお話してるように、それは利用者のニーズを全然考えていない話です。

単なる滞在時間のみに焦点を当てるのではなく、きちんと評価できるような仕組みにしたいと思います。

各市町村にある自立支援協議会でも、時間ごとにその単価を決めるということについて、障害当事者、職員、市町村が実際どんな風に思っているのか調査して実態を把握しなければいけませんね。

生活介護事業所は一般的には身体介護が支援として必要な方が多く利用しているイメージなのでしょう。多くの精神障害の方はそうではないというのが全く把握されていないんでしょうね。精神障害の方にとって生活介護事業所の利用目的は、単に活動をする場だけではなく、しんどくなった時に行ってホッとしたり、仲間と会って話をしたりすることで、安心を得る。自分の生活を組み立てていくための大事な場所ということを国は全然分かっていないんです。それは視覚障害の方の場合も同じです。NHKの特集が放送され、視覚障害の方の長時間利用も難しいということを私たちも初めて知ったのですが、移動するだけで何時間もかかるわけですね。やはりその辺りの実態をきちんと伝えていかなければいけないというのはあります。

これまでと同じように安心して通所できる場所

精神障害の方が、これまでと同じように安心して通所できる場所というものをなくしたくない、その一点に尽きます。

精神障害の方々は特性として、多くの人に理解されにくい疾患、障害の人たちだと思うんです。理解されない、社会との繋がりを持ちにくいという人たちが過ごせる場所ってというのは、やはりとても大事な場所ですし、なおかつ、そこで安心して過ごすことができる、人と関わることができる、繋がれる場というのは、精神障害の方々にとって、とても大事な社会資源だと思います。

今回の利用時間で報酬単価が変わってしまったことは、そういう場所が脅かされることに繋がっていきます。理解されにくい人たちが自ら発信することはとても難しいでしょうけど、彼らにも発信はしてもらいつつ、そこに関わっている我々が代弁をしたり伝えたりしていかなければいけないと思います。



写真:のんびりハウス

HITニュース編集員より

前号では、ヒットが大切にしてきた利用者の居場所づくりについて、次のように記述しました。

「大切なことは作業をすることではなく、集まる場所があること、安心できる場所があること、家から一步出て、思い思いに過ごす場所があること」

「地域で暮らす精神障害者に『日中行く場所がない』と言わせない、言わせてはいけな
と、この場所を守ってきました。自宅以外に居場所があること、自宅が帰る場所であるこ
とは孤独から救う第一歩だと考えてきたのです。」

まさに、お三方がお話してくださった、

「理解されない、社会との繋がりを持ちにくいという人たちが過ごせる場所というのは、
とても大事な場所」「安心して過ごすことができる、人と関わるができる、繋がれる場
所というのは、精神障害の方々にとって、とても大事な社会資源」に通ずるものがあるの
ではないでしょうか。

また、前号でも記述したように、ヒットには少しでも長く居てくれようとする利用者もいま
す。ふらっぷでも同じように「長く居ましょうか。」とあたたかい言葉をかけてくれる利用者
もいると知り、利用者の皆さんも居場所を守ろうとしてくれているんだと思うと嬉しく思
います。

同じく大阪府内で生活介護を運営しているふらっぷの職員にお話をうかがい、改めて利用
者の居場所づくり、長年利用者に関わってきた信頼関係を大切に活動していきたいと思
いました。

米尾さん、西尾さん、木下さん、お忙しい中お話を聞かせていただき、ありがとうございました！

(※1)共同作業所(※3)福祉作業所・・・保護者団体やボランティアをはじめとした団体によって運営される法定外施設。障
害者が地域で働く場所や生活・交流の場を提供する。

(※2)小規模通所授産施設・・・平成12年の社会福祉法等改正により小規模通所授産施設制度が創設され、無認可小規模
作業所関係者にとって新たな発展の転換点が画期されることとなった。

(※4)地活・・・「地域活動支援センター」の略称。市町村の委託事業で、障害者が自立した日常生活または社会生活を営む
ことができるよう、支援することを目的とする。

(※5)就労継続支援B型事業所・・・疾病や障害などの理由により、一般企業などで雇用契約を結んで働くことが難しい方
に対して、就労の機会や生産活動の場を提供する福祉サービス。

(※6)障大連・・・「障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議」の略称。1980年に設立され、障害種別や程度に関わ
らず、すべての障害者が地域で社会参加(生活)できるよう、大阪府や大阪市などの行政に対する要望や
交渉、研修会などを行う。

(※7)相談支援事業所・・・障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活の困りごとに
対し、幅広く対応している窓口。

特定非営利活動法人 精神障害者支援の会ヒット 第25回 定時総会 レポート！



2025年6月21日(土)14:00より、天王寺区民センター・ホールにて「特定非営利活動法人 精神障害者支援の会ヒット 第25回定時総会」が行われました。

今年度は正会員122名中83名(内委任27名、書面表決10名)という多くの会員が参加となり、総会は成立しました。

各統括責任者より、2024年度事業および決算、2025年度事業計画案および予算案が報告され、全会一致での承認を得ることができました。

皆様のご協力のおかげで2024年度も黒字で終える事ができました。ありがとうございました。

参加された当事者の方を中心に、以下のようなご意見をいただきました。

「社会活動の発展を願っている人は多いが、当事者活動の為にどれだけエネルギーを注いできたのか、自分自身が何をしてきたのか、そのような事を考えている。」

「社会的入院の問題について、改めて取り組んでいかなければいけない。社会的入院を40年間強いられ、施策が誤っていたからだと言国を相手取り裁判をされている伊藤さんという方がいる。伊藤さんが5月末に大阪市に來られ、ヒットの役員が数名参加した。昨年10月に第一審判決が出て、『患者本人の病状が悪かったことによる入院である。精神症状により意思をコントロールできない事が問題である。』という差別的な判決文が出た。伊藤さんのような方を支える、私たちの足元にある社会的入院について取り組んでいかなければいけないと思う。」

上記以外にもたくさんのご意見やご感想をいただいています。

総会は、普段顔を合わす機会の少ない方々と交流ができ、当事者の方のご意見を直接聴かせていただける貴重な場です。

ヒットでは随時、会員を募集しています。ぜひ、ヒット総会に参加して、共にヒットを育てていただけませんか？よろしくお願いいたします。

タストと私

今回、私にこのような機会を頂きまして光栄に思います。

私は、統合失調症です。病気になったときは一日のほとんどを部屋に引きこもり過ごしていました。部屋から出るのは、煙草を吸うときのみでした。自分が統合失調症になったということを自分で認められなかったです。

そんな私に契機となったのが当時通院していた荒川診療所の荒川先生にタストを紹介してもらってからです。

はじめは、就労継続支援B型の存在も知らずにいました。荒川診療所の職員に連れてってもらいタストに来た時は、自分がここで世話になるなんて想像もできませんでした。

タストに通い始めた頃は、病気になった事もあり人付き合いが億劫でした。だから、タストに来て誰も誰とも喋らないで一日を過ごすことが多くありました。そんな私を職員さんも心配していたそうです。

しかし、2年目からレクリエーションに参加したりするようになりました。メンバーの皆さんや、職員さんとも徐々に会話ができるようになりました。

億劫だった人間関係も、時間と共にゆっくり変化していったと思います。同じタストのメンバーや職員の皆さんには大変お世話になりました。

何年も、人と会話という会話をしていなかった自分には時間をかけてリハビリをする期間が必要だったと思います。

結果としてタストには4年間お世話になりました。就業の際も、タストの人たちに職場見学等のことで私のことをサポートしてもらいました。今は、障がい者枠で清掃の仕事をしています。

福利厚生がよく待遇の良い場所なので仕事をなんとなく続けていますが、漠然とした不安もあります。このまま仕事を続けるのか、それとも新しい仕事に就くのがよいのかと悩みがあります。

ですけど、タストを通して経験出来たことを生かしてこれからも頑張りたいです。自信を取り戻すきっかけになったHITやタストには感謝の想いでいっぱいです。タストがなければ今の自分はないと思います。

全 聖一

特定非営利活動法人 精神障害者支援の会ヒット

地域活動支援センター(生活支援型)

憩いの場、食事・入浴サービスと相談支援事業(電話・面談・訪問・情報提供等)、長期入院者の退院支援、計画相談支援事業を行っています。また、当事者活動「せせらぎクラブ」の活動拠点となっています。

□精神障害者地域生活支援センターすいすい

火～土 10:00～17:00 Tel. 06-6977-0114
〒537-0024 大阪市東成区東小橋 1-8-12

グループホーム

入居者の個別のニーズを共に確認し、医療機関等の他機関と連携しながら支援を行っています。

□グループホーム HIT

生活介護事業所

送迎や食事・入浴サービスを行っています。またプログラム活動や生産活動、等の機会を提供することでそれぞれのニーズに合わせた支援を行っています。時間に縛られずのんびりと過ごすことが可能です。

□アトリエ・IK

月～金 9:00～17:00 Tel. 06-6711-2235
〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-18-11

□ゆめくらぶ

月～金 9:30～17:00 Tel. 06-7891-8084
〒544-0034 大阪市生野区桃谷 1-13-1
新栄プロパティ桃谷 2 階

就労継続支援 B 型事業所

同じ障害を持つ仲間同士、喜びも悩みも共感し合いながらそれぞれの無理のないペースで作業に取り組んだり、余暇活動を楽しんだりしています。一人ひとりが安心して目標に向けて準備をしていけるよう、医療機関や各関係機関等とも連携をしながらしっかり丁寧にサポートしていきます。またイベントへの参加など社会参加の機会も多く、地域とのつながりを大切にした活動を行っています。

□あしすと

月～金 9:00～16:30 Tel. 06-6191-7755
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 4-16
ウエイブビル 1.2.3 階

□タスト

月～金 9:00～16:30 Tel. 06-6975-8050
〒537-0024 大阪市東成区東小橋 3-1-15
NKB ビル 2 階・4 階

□むつみ工房

月～金 9:00～17:00 Tel. 06-6773-0418
〒543-0002 大阪市天王寺区上汐 4-5-11
吉祥苑マンション 101 号

訪問事業

ヘルパーや看護師を派遣し、生活面や医療面のサポートを行っています。

□居宅訪問介護事業 ヒットハンズ

月～金 9:30～17:30 Tel. 06-6731-2300
〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-18-11

□訪問看護ステーション ひっとほっと

月～土 9:30～17:30 Tel. 06-6191-7757
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 4-16
ウエイブビル 1 階

ヒット会費納入について

会費の納入がお済でない会員の皆様は、下記の口座へお振込みをお願いいたします。同時に新規会員も大募集しております。ぜひ皆様もヒットを支えるお一人になっていただけませんか？心よりお待ち申し上げます。

振込講座:郵便振替

講座番号:00990-4-110460

加入者名:特定非営利活動法人 精神障害者支援の会ヒット

●HITニュースみんなのご意見箱

皆様のご感想、ご意見を大切に、これからのHITニュース運営・編集の参考にさせていただきます。編集スタッフ一同、心よりお待ちしております。

※HITホームページの右下にご意見箱の入口があります。

HP:<http://www.npo-hit.or.jp>

●HITニュース当事者の声投稿募集!!

まずは、お気軽にご相談ください。

・電子メール:news@npo-hit.or.jp

・電話: 06-6977-0114

(HITニュース担当者宛)

文書・イラスト・写真など表現は自由です。文字数は800字程度、画像のサイズはご相談ください。

皆様からの投稿お待ちしております。

発行人 関西障害者定期刊行物協会

〒543-0015 大阪市天王寺区
真田山町2-2 東興ビル 4階

HIT ニュース

2025 Aug. No.66

編集：特定非営利活動法人
精神障害者支援の会ヒット
HITニュース編集部

〒537-0024
大阪府大阪市東成区東小橋 1-8-12
地域生活支援センター すいすい内

Tel. 06-6977-0114
Fax.06-6975-9955